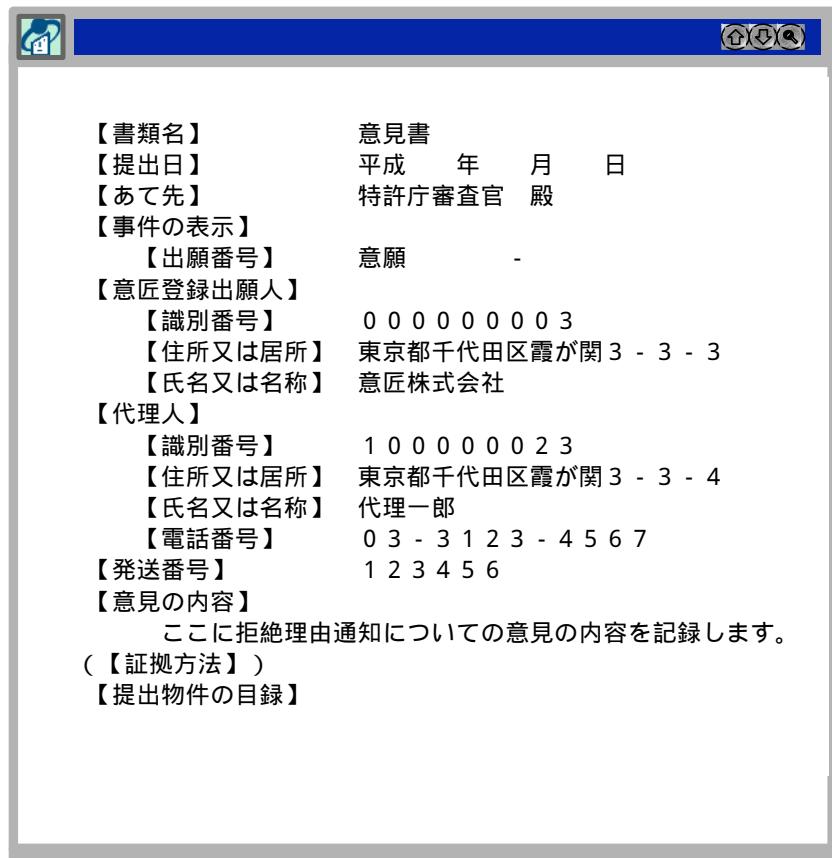


8. 意見書

8.1 意見書

審査官から通知された拒絶の理由に対して意見を述べる場合の意見書の作成方法です。
<意匠法施行規則様式第11>

(オンライン手続の場合の意見書の作成例)



【書類名】	意見書
【提出日】	平成 年 月 日
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願 -
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 0 0 2 3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 4
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 7
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【意見の内容】	ここに拒絶理由通知についての意見の内容を記録します。
(【証拠方法】)	
【提出物件の目録】	

説明1 記録項目の概要

意見書に記録すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記録項目	概要
【提出日】	<ul style="list-style-type: none"> 「平成 年 月 日」のように提出する日をなるべく記録してください。
【事件の表示】 【出願番号】	<ul style="list-style-type: none"> 【出願番号】には「意願 - 」のように出願番号を記録してください。
【意匠登録出願人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】 (【電話番号】)	<ul style="list-style-type: none"> 【識別番号】の欄には付与された、識別番号を記録してください。 識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。 出願人が2人以上ある場合であっても、そのうちの1人のみを記録すれば足ります。 <p>なお、出願人を2人以上記録するときは、【意匠登録出願人】の欄を繰り返し設けて記録してください。この場合であって代理人がないときは、オンライン手続を実行した者以外の者は、意見書を提出した日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を「手続補足書」(『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照)により行わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄(出願人が法人のときは【代表者】の欄)の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。
【代理人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】 (【電話番号】)	<ul style="list-style-type: none"> 識別番号を記録したときには、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記録し、弁護士のときは、【弁護士】と記録してください。 代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。 代理人が2人以上である場合であっても、そのうちの1人のみを記録すれば足ります。 <p>なお、代理人を2人以上記録するときは、【代理人】欄を繰り返し設けて記録してください。この場合、オンライン手続を実行した代理人以外の代理人は、意見書を提出した日から3日以内にオンライン手続を行った旨の申出」を「手続補足書」(『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照)により行わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【氏名又は名称】の欄(代理人が法人のときは【代表者】の欄)の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。
【発送番号】	<ul style="list-style-type: none"> 意見を述べる対象である拒絶理由通知書等のヘッダ部に記録(記載)されている数字6桁からなる発送番号を記録してください。

<p>【意見の内容】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【意見の内容】の欄は次の要領で記録してください。 <ul style="list-style-type: none"> a) 論点をふまえて平易かつ明りょうに記録してください。 b) 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記録してください。 c) 本欄には意見を補足するための意匠(引例意匠等)等のイメージデータを記録することができます。この場合、イメージタグと同じ行には、他のイメージタグや文字を入力することはできません。 <p>—イメージデータは横154mm、縦246mmを越えないようにしてください。</p> <p>イメージファイルの形式及び解像度は以下のとあります。</p> <table border="1" data-bbox="620 608 1366 810"> <thead> <tr> <th>保存形式</th><th>カラー</th><th>解像度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BMP(ビットマップ)型式</td><td>モノクロ2値</td><td>400dpi</td></tr> <tr> <td>GIF(ジフ)型式</td><td>フルカラー</td><td>200dpi</td></tr> <tr> <td>JPEG(ジェイペグ)型式</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	保存形式	カラー	解像度	BMP(ビットマップ)型式	モノクロ2値	400dpi	GIF(ジフ)型式	フルカラー	200dpi	JPEG(ジェイペグ)型式		
保存形式	カラー	解像度											
BMP(ビットマップ)型式	モノクロ2値	400dpi											
GIF(ジフ)型式	フルカラー	200dpi											
JPEG(ジェイペグ)型式													
<p>(【証拠方法】)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【意見の内容】の欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記録することができます。 												
<p>【提出物件の目録】 【物件名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件であって、イメージデータとして提出するときは、次のように記録します。 <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 意匠登録第 意匠公報写し 1</p> <p>【添付物件】</p> <p>【物件名】 意匠登録第 意匠公報写し</p> <p>【内容】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イメージデータ</p> 2以上の物件を提出するときは、次のように記録します。 <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 意匠登録第 意匠公報写し 1</p> <p>【物件名】 辞典写し 1</p> <p>【添付物件】</p> <p>【物件名】 意匠登録第 意匠公報写し</p> <p>【内容】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イメージデータ</p> <p>【物件名】 辞典写し</p> <p>【内容】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イメージデータ</p> —イメージデータは横154mm、縦246mmを越えないようにしてください。また、イメージファイルの形式及び解像度については以下のとあります。 <table border="1" data-bbox="620 1776 1366 1978"> <thead> <tr> <th>保存型式</th><th>カラー</th><th>解像度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BMP(ビットマップ)型式</td><td>モノクロ2値</td><td>200dpi</td></tr> <tr> <td>GIF(ジフ)型式</td><td>フルカラー</td><td>200dpi</td></tr> <tr> <td>JPEG(ジェイペグ)型式</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 	保存型式	カラー	解像度	BMP(ビットマップ)型式	モノクロ2値	200dpi	GIF(ジフ)型式	フルカラー	200dpi	JPEG(ジェイペグ)型式		
保存型式	カラー	解像度											
BMP(ビットマップ)型式	モノクロ2値	200dpi											
GIF(ジフ)型式	フルカラー	200dpi											
JPEG(ジェイペグ)型式													

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

意見書作成上の注意点は、『1.1 意匠登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

8.2 書面で提出する場合の注意事項

(書面手続の場合の意見書の作成例)

【書類名】	意見書
【提出日】	平成 年 月 日
【あて先】	特許庁審査官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願 -
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0 0 0 0 0 0 0 3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 0 2 3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 4
【氏名又は名称】	代理一郎 印 又は識別ラベル
【電話番号】	0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 7
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【意見の内容】	ここに意見の内容を記録します。
(【証拠方法】)	
【提出物件の目録】	

説明 1 記載項目の概要

意見書に記載すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記載項目	概要
【提出日】	・「平成 年 月 日」のように提出する日付をなるべく記載してください。
【事件の表示】 【出願番号】	・【出願番号】には「意願 -」のように出願番号を記載してください。

【意匠登録出願人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】 (【電話番号】)	<ul style="list-style-type: none"> 【識別番号】の欄には付与された識別番号を記載してください。 識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記載を省略することができます。 出願人が2人以上ある場合であっても、そのうちの1人のみを記載すれば足ります。 <p>なお、出願人を2人以上記載するときは、【意匠登録出願人】の欄を繰り返し設けて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。 												
【代理人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】 (【電話番号】)	<ul style="list-style-type: none"> 【識別番号】の欄には付与された識別番号を記載してください。 識別番号を記載したときには、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記載し、弁護士のときは、【弁護士】と記載してください。 代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。 代理人が2人以上ある場合であっても、そのうちの1人のみを記載すれば足ります。 <p>なお、代理人を2人以上記載するときは、【代理人】欄を繰り返し設けて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。 												
【発送番号】	・意見を述べる対象である拒絶理由通知書等のヘッダ部に記録（記載）されている数字6桁からなる発送番号を記載してください。												
【意見の内容】 (【証拠方法】)	<ul style="list-style-type: none"> 【意見の内容】は次の要領で記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 論点をふまえて平易かつ明りょうに記載してください。 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記載してください。 【意見の内容】の欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記載することができます。 												
【提出物件の目録】 【物件名】	<ul style="list-style-type: none"> 【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件を提出するときは、次のように記載します。 <p>【提出物件の目録】</p> <table> <tr> <td>【物件名】</td> <td>意匠登録第</td> <td>号意匠公報写し</td> <td>1</td> </tr> </table> 2以上の物件を提出するときは、次のように記載します。 <p>【提出物件の目録】</p> <table> <tr> <td>【物件名】</td> <td>意匠登録第</td> <td>号意匠公報写し</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>【物件名】</td> <td>辞典</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </table> 	【物件名】	意匠登録第	号意匠公報写し	1	【物件名】	意匠登録第	号意匠公報写し	1	【物件名】	辞典		1
【物件名】	意匠登録第	号意匠公報写し	1										
【物件名】	意匠登録第	号意匠公報写し	1										
【物件名】	辞典		1										

説明2 記載項目及び記載内容の注意点

意見書作成上の注意点は、『1.7 書面で出願する場合の注意事項』の「説明2 記載項目及び記載内容の注意点」と同様です。